

労務加配に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年一月三十日

小酒井義男

参議院議長 佐藤 尙武殿

労務加配に関する質問主意書

二

一、わが国、現在の食糧事情において、産業の復興と労働の生産性を高揚するためには、労務加配制度を継続実施するとともに、更にその充実を計る必要があると考えるが、政府はこれについて、如何なる所見を有するか。

二、現在実施中の労務加配米の基準量は、同種産業の労務者に対して、著しい格差を設けている。

国有鉄道の労務者と私鉄の労務者、日通の労務者と中小企業の運搬業務に従事する労務者を例にとつても、労働の質においても、量においても同一に扱われるべき労務者が差別的取扱ひを受けている。

終戦当時においては、かかる格差を設ける理由があつたとしても、現状の社会状況下においては、かかる差別を設ける必要は認められない。

企業の大小にかかわらず、同一内容であることの認定される労務者に対しては、同一基準の加配がなされるべきであると考えるが、これに関する政府の所見は如何か。